**＜**

＜参考２＞

事業所税の課税対象地域

（参考）事業所税の課税団体一覧（令和６年４月１日現在）

ア．東京都（区部）

イ．地方自治法第２５２条の１９第１項の市（２０市）

札幌市、仙台市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、

静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、

北九州市、福岡市、熊本市

ウ．首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市（３市）

川口市、武蔵野市、三鷹市

エ．近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市（５市）

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

オ．人口３０万以上の政令で指定する市（４８市）

（北海道、東北地方）旭川市、秋田市、郡山市、いわき市

（関東地方）宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋

市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市

（中部地方）富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井

市、豊田市、四日市市

（近畿地方）大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、

和歌山市

（中国、四国地方）倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市

（九州、沖縄地方）久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

（合計７７団体）